



議案第四号

三朝町長等給与条例の一部を改正する条例について

三朝町長等給与条例の一部を別紙のように改正するものとする。

昭和四十二年二月一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年貳月壹日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町長等給与条例の一部を改正する条例

三朝町長等給与条例（昭和二十八年三朝町条例第一八号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

区分	鉄道賃	県内 県外	町長	助役 収入役 固定資産 評価員
			二等 運賃	
	船賃	上級 運賃	一等 運賃	
車馬賃 （一キロに つき）	日当 （一日に つき）	宿泊料（一夜に つき）	食卓料（一 夜につき）	
七円	二〇〇円	二五〇円	二〇〇円	六円
		二五〇円	二〇〇円	二〇〇円
		二五〇円	二〇〇円	二〇〇円
		二五〇円	二〇〇円	二〇〇円

附

則

この条例は公布の日から施行し、昭和四十二年一月一日より適用する。